

名古屋港管理組合公報

平成25年12月27日

(金曜日)

第 530 号

目次	
○管理職手当の額の特例に関する規則	1
○名古屋港ポートビル施設の供用休止	1
○名古屋港審議会委員の委嘱	1

規 則

管理職手当の額の特例に関する規則を公布する。
平成二十五年十二月二十七日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第十五号

管理職手当の額の特例に関する規則

平成二十六年一月一日から同年十二月三十一日までの間における管理職手当の額は、管理職手当規則（昭和四十一年名古屋港管理組合規則第三号）第三条の規定にかかわらず、管理職手当規則の一部を改正する規則（平成二十五年名古屋港管理組合規則第四号）による改正前の管理職手当規則の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

告 示

名古屋港管理組合告示第32号

名古屋港ポートビル条例（昭和59年名古屋港管理組合条例第3号）第13条第1項第2号の規定に基づき、名古屋港ポートビル施設の供用を次のとおり休止する。

平成25年12月27日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

- 1 休止対象施設
展望室
- 2 休止の理由
展望室リニューアルに伴い必要があるため
- 3 休止期間
平成26年1月6日から平成26年3月31日まで（85日間）

審 議 会 事 項

名古屋港審議会委員に、下記の者が委嘱された。

岡 谷 篤 一 （12月2日）

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合